

Googleマップ運用サポート業務委託契約書

株式会社マスターテック（以下「甲」という）とU&Sハウス 荻原 慎也（以下「乙」という）は、乙が運営する店舗・事業所のGoogleビジネスプロフィール（以下「GBP」という）の新規登録代行および公開後の月次運用サポート業務に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1章 総則

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、乙のGBPの新規登録代行業務（第2章）および公開後の月次運用サポート業務（第3章）を一体として提供し、乙がその対価を支払うことに関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本契約において使用する用語の意義は、以下の通りとする。

- 「本GBP」とは、第2章に基づき甲が乙のために新規登録するGoogleビジネスプロフィールをいう。
- 「登録代行業務」とは、第2章に定める本GBPの新規登録代行業務をいう。
- 「月次運用サポート業務」とは、第3章に定める本GBP公開後の月次運用サポート業務をいう。

第2章 登録代行業務

本章は、甲が乙に対して提供するGBP新規登録代行業務について定める。

第3条（業務範囲）

甲は乙に対し、本GBPの登録代行業務として、以下の各号に定める業務を提供する。

- 本GBPの新規作成およびリスティングの整備
- 業種カテゴリの登録（メインカテゴリおよびサブカテゴリ）
- 店舗基本情報の登録（屋号、住所、電話番号、営業時間、サービス内容等）
- 写真の初期登録（10枚以上）
- 最初の投稿コンテンツ3本の作成および公開
- Google社による本人確認手続のサポート（ハガキ送付または電話による認証番号の代行入力）
- 甲が管理するGoogleアカウントを用いた運用体制の構築

第4条（GBPアカウントの管理および所有権）

1 甲は、本GBPを甲が管理するGoogleアカウントにて新規作成し、登録代行業務および月次運用サポート業務の遂行期間中、本GBPのオーナー権限を保持して運用するものとする。これは初期構築・更新・障害対応まで甲側で完結することにより、乙の作業負担を最小化するための運用措置である。

2 乙は、本GBPに関する乙固有の経営情報・サービス情報・写真等の素材の知的財産権を引き続き保持するものとする。

3 本契約終了時、甲は乙指定のGoogleアカウントに対し、本GBPのオーナー権限を無償で移譲するものとする。移譲は、以下の各号の手順により実施する。

（1）乙指定のGoogleアカウントに対するオーナー権限の追加

（2）メインオーナー権限の譲渡

（3）甲のGoogleアカウントによる本GBPからの退出

4 前項の移譲手続は、第9条第4項に定める解約予告期間中に開始し、解約月の前月末日までに完了させるものとする。

5 乙の書面または電子メールによる請求があった場合、甲は本契約期間中であっても本GBPのオーナー権限を乙指定のGoogleアカウントへ移譲することができる。ただし、第9条に定める月次運用サポート業務の最低契約期間中に移譲を行う場合、第11条第2項の定めに従い残存契約期間分の月額料金の支払義務は免れないものとする。

第5条（登録代行業務の納期）

1 登録代行業務の納期は、本契約の締結日および乙からの素材・情報の提供完了日のいずれか遅い日から、原則として1か月以内を目安とする。

2 Google社による本人確認は、ハガキの郵送日数およびGoogle社の審査期間に依存するため、前項の納期に含めないものとする。

3 乙による素材・情報の提出や本人確認の認証番号の共有が遅延した場合、納期は自動的に延長されるものとする。

第6条（登録代行業務の対価および支払条件）

1 登録代行業務の対価は、税抜50,000円（税込55,000円）とする。

2 乙は、甲に対し、本契約の締結日から5営業日以内に、前項の対価全額を以下に定める甲指定の銀行口座へ振込の方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込先口座：

- 銀行名：三井住友銀行
- 支店名：トランクNORTH支店（支店コード：403）
- 預金種目：普通
- 口座番号：0502383
- 口座名義：株式会社マスターテック

3 期日までに入金がない場合は、登録代行業務の着手を保留できるものとする。

4 乙の都合により登録代行業務を解除する場合、既に支払われた登録代行料の返金は原則として行わない

ものとする。ただし、登録代行業務が未着手の場合、または進行中の場合は、進捗状況に応じた返金額について甲乙誠意をもって協議するものとする。

5 本GBPの公開完了後のキャンセル・返金は不可とする。ただし、甲の責により本人確認手続きの未完了等の重大な遅延が生じた場合、未着手分相当額を返金するものとする。

第7条（月次運用サポート業務への移行）

本GBPの公開完了日の翌日から、第3章に定める月次運用サポート業務が自動的に開始するものとする。登録代行業務の完了と月次運用サポート業務の開始にあたり、別途新たな契約書の締結は要しない。

第3章 月次運用サポート業務

本章は、本GBPの公開完了日の翌日から開始する月次運用サポート業務について定める。

第8条（業務内容）

甲は乙に対し、本GBPの月次運用サポート業務として、以下の各号に定める業務を提供する。

（1）リスティング情報の継続的な整備

- ① 業種カテゴリ・サービス内容・営業時間等の店舗情報の継続的な最適化
- ② 主要キーワードに基づくプロフィール文・サービス紹介文の改善
- ③ 写真の追加・整理（運用開始月は枚数の上限なく追加し、以降は月3枚を目安とする）

（2）投稿コンテンツの作成および公開（月1本）

- ① 季節の話題、施工事例のご紹介、お役立ち情報等のいずれかをテーマとする
- ② 1本あたり原則として300～600文字程度の本文と関連画像を含むものとする

（3）口コミ獲得のサポート

- ① 乙が施工後のお客様に対して口コミ依頼をするための文面ひな型のご提供
- ② 必要に応じた文面の更新および改善

（4）口コミ返信の代行

- ① 本GBPに投稿された新規口コミの監視
- ② 乙の代理として、丁寧かつ検索を意識した返信文の作成および公開

（5）月次のご報告

- ① 「川越 害虫駆除」をはじめとする主要キーワードでの検索順位の推移
- ② 検索表示回数およびユーザーアクション数（電話、ルート検索、ウェブサイトクリック等）の概要
- ③ 実施した投稿内容および口コミ返信の概要
- ④ 翌月以降の運用方針のご提案

第9条（月次運用サポート業務の契約期間）

1 月次運用サポート業務の有効期間は、本GBPの公開完了日の翌日から6ヶ月間とする。

2 Googleマップにおける検索順位の向上およびユーザーアクションの増加には、Google社のアルゴリズム

ムの特性上、効果が表れるまでに3～6ヶ月程度を要する場合がある。乙は、継続的な施策の実施により最大の効果が得られることを理解した上で、本契約を締結するものとする。

3 最低契約期間（6ヶ月）満了後は、本契約の月次運用サポート業務は同一条件で月単位で継続するものとする。

4 前項の月単位継続期間中、乙は、解約希望月の前月末日の10日前までに書面または電子メールにより甲に通知することにより、解約希望月の末日をもって本月次運用サポート業務を解約することができる。

第10条（月次運用サポート業務の料金および支払方法）

1 月次運用サポート業務の対価は、月額税抜30,000円（税込33,000円）とする。

2 本GBPの公開完了日が属する月の月次運用サポート料金は発生しないものとし、その翌月分から請求を開始するものとする。

3 乙は、本契約に基づく月次運用サポート料金を、第6条第2項に定める甲指定の銀行口座へ振込の方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

4 初回の支払期日（本GBPの公開完了月の翌月分）は、以下の通りとする。

本GBPの公開完了日	翌月分の支払期日
当月1日～25日	当該月の25日まで
当月26日～月末	公開完了日から5営業日以内

5 2ヶ月目以降の支払いについては、乙は、翌月分の料金を当月25日までに支払うものとする。

6 前各項に定める支払期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までとする。

7 本月次運用サポート業務については、本契約書をもって契約期間中の支払根拠とし、毎月の請求書発行は省略するものとする。

第11条（月次運用サポート業務の契約解除）

1 月次運用サポート業務の最低契約期間は、本GBPの公開完了日の翌日から6ヶ月間とし、契約期間中の中途解約は、以下の各号に該当する場合を除き認めないものとする。

（1）甲が本契約上の義務を重大に怠り、乙が書面または電子メールにより是正を求めたのち30日以内に是正されない場合

（2）甲または乙に破産・解散・事業停止等の重大事由が生じた場合

（3）甲乙合意の上で中途解約に至った場合

（4）乙が料金を期日までに支払わず、甲からの書面または電子メールによる催告後14日以内に支払いがない場合

2 前項各号の事由に該当せず、乙が期間途中で月次運用サポート業務の停止を希望する場合であっても、残存契約期間分の月額料金の支払義務は免れないものとする。

3 最低契約期間（6ヶ月）満了後は、第9条の定めに従い月単位で継続するものとし、乙は解約希望月の前月末日の10日前までに書面または電子メールにより甲に通知することにより、解約希望月の末日をもって本月次運用サポート業務を解約することができる。

4 本条の解約は月次運用サポート業務のみに及び、登録代行業務に関する既履行部分には影響しないものとする。

第12条（成果について）

本月次運用サポート業務は、Googleマップにおける検索順位の向上およびユーザーアクションの増加を目的とした施策の実施を内容とするものであり、甲は特定の検索順位、表示回数、クリック数、来店数、お問い合わせ件数等の成果を保証するものではない。検索結果は、Google社のアルゴリズム変更、競合他社の施策、その他甲の管理外の要因により変動する可能性があることを、乙は了承するものとする。

第13条（投稿コンテンツおよび月次ご報告書の提供）

1 甲は、本契約期間中、月次運用サポート業務の一環として作成した投稿コンテンツおよび月次ご報告書を保管するものとする。

2 乙の書面または電子メールによる請求があった場合、甲は速やかに以下のデータ一式を乙に提供するものとし、当該提供に関する手数料は発生しないものとする。

（1）月次運用サポート業務の期間中に甲が公開した投稿コンテンツのテキストおよび画像

（2）甲が乙の代理で投稿した口コミ返信文の控え

（3）月次ご報告書の控え

3 前項の提供は、本契約期間中および本契約終了時のいずれにおいても可能とする。

4 甲は前項の請求を受領後、即日から翌営業日を目途に提供するものとする。

第4章 共通条項

本章は、登録代行業務および月次運用サポート業務に共通して適用される条項を定める。

第14条（秘密保持義務）

甲および乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならず、また本契約の目的以外に使用してはならない。本義務は本契約終了後も1年間継続する。

第15条（知的財産権）

1 本業務の遂行にあたり甲が独自に作成した著作物（投稿記事、口コミ返信文、ご報告書等）の知的財産権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、本GBPに掲載された前項の著作物について、本契約期間中および本契約終了後を問わず、自社のGBP運営および関連する広報・広告活動において無償かつ無期限に使用できるものとする。

3 乙は、前項の著作物を改変または再利用する際、甲の名誉を損なわない範囲で行うものとする。

4 甲は、本業務に関する事例を、店舗名・代表者名等を伏せた匿名形式により、自社のWebサイト、SNS、提案資料等実績として掲載できるものとする。実名による掲載が必要となる場合は、事前に乙の書面または電子メールによる承諾を得るものとする。

第16条（損害賠償）

甲または乙が、本契約の条項に違反し相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとする。ただし、甲の賠償責任は、乙が当該損害発生時までに甲に支払った本契約の対価総額を上限とする。

第17条（免責事項）

甲は、以下の各号に定める事由により乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- （1）天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力による場合
- （2）乙または第三者の作為または不作為に起因する場合
- （3）Google社が提供するサービス（GBP、Googleマップ、Google検索等）の仕様変更、ガイドライン変更、アルゴリズム変更、リスティングの停止・削除、その他のサービス停止等に起因する場合
- （4）乙が甲に共有する素材・情報に起因する権利侵害、誤情報、その他のトラブルに関する場合（当該素材に関する権利侵害等の責任は乙が負うものとする）
- （5）通信回線、ウイルス感染、データ消失、その他甲の管理外のシステム障害に起因する場合

第18条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、暴力団・反社会的勢力に該当せず関係を持たないことを保証する。違反が判明した場合、相手方は本契約を即時解除でき、損害責任を負わないものとする。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

第20条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

契約締結日：2026年5月25日

甲

住所：埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

会社名：株式会社マスターテック

氏名：代表取締役 前田圭太



乙

住所：埼玉県川越市下新河岸88-25

会社名：U&Sハウス

氏名：荻原 慎也

荻原 慎也